

平成二十一年六月二十六日受領
答弁第五五七号

内閣衆質一七一第五五七号

平成二十一年六月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する再質問に対する答弁書

一について

前回答弁書（平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第五一〇号。以下「前回答弁書」という。）一についてで述べたとおりである。

二について

檢察当局において、最高裁判所で無期懲役の判決が確定している事件につき、刑の執行停止により受刑者を釈放するに至ったことについて、深刻な事態であると重く受け止めているものと承知している。

三及び四について

前回答弁書四及び五についてで述べたとおりである。

五から七までについて

お尋ねは、個別の事件に関する事柄であり、また、裁判所において認定されていない事実を前提とした質問であるので、お答えを差し控えたい。

なお、検察当局においては、御指摘の事件に関し、再審請求審等の推移も踏まえつつ、捜査公判上の問題点を検討することとしているものと承知している。